



## アルバイト・パート社員の「働く理由」「辞める理由」

### ◆どんな理由が多いのか？

大手人材総合サービス企業が、アルバイト・パートとして就業中の労働者（約3,000名）を対象に、「働く理由」・「辞める理由」に関する意識調査を実施し、その結果が発表されました。

### ◆働く理由…「趣味」「貯金」の減少が目立つ

「働く理由」については、「生活費を補いたかったので」（42.9%）が最も多く挙げられ、次いで「趣味に使うお金が欲しかったので」（36.1%）、「時間を有効に使いたかったので」（33.3%）と続いています。

昨年の結果と比較すると、主な理由が軒並みポイントを下げている中で、「生活費を補いたかったので」が0.7ポイントとわずかながら増加しています。また、昨年に比べて減少した項目の中では、「趣味に使うお金が欲しかったので」（9.1ポイント減）、「貯金を増やしたかったので」（4.8ポイント減）の減少が目立っています。

遊びのためや生活の余裕を得るためではなく、生活費を稼ぐ必要に迫られてアルバイト・パートを始めた人が増加していると考えられますが、アルバイト・

パートであっても、よりはっきりとした目的意識をもって仕事に向き合う層が増えている結果とも考えられます。

### ◆辞める理由…「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」が増加

一方、「辞める理由」については、「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」が24.2%で最も多く挙げられており、次いで「給与が低いから」（16.2%）、「楽でない・疲れる仕事だから」（15.0%）と続きました。

昨年の結果と比較すると、最も多かった理由は「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」で変化はないものの、今年は5.8ポイントの大幅な増加となっています。

また、「給与が低いから」は昨年から4.1ポイント、「もっとよい条件の仕事が見つかったから」は3.9ポイント伸びています。

### ◆仕事の選択基準はよりシビアに

これらの結果から、パート・アルバイトの方が、生活費を補う傾向がより強くなっていると同時に、人間関係に加え、給与や条件面でよりシビアに仕事を選んでいる様子が見て取れます。

## 高齢者を雇用する事業所の割合が増加

### ◆全体的に増加している高齢労働者の割合

まず、60歳以上の労働者を雇用している事業所の割合は59.4%（平成16年の前回調査では50.5%）で、前回調査時に比べて8.9ポイント上昇し、企業規模が大きいほど割合が高くなっています。

事業所の全常用労働者に占める高齢労働者の割合でも、60歳以上の労働者の割合は10.0%（同7.6%）で前回調査時に比べ2.4ポイント上昇しています。

産業別では、60歳以上の労働者を雇用している事業所の割合は、製造業が81.1%と最も高く、次いで建設業が71.1%、運輸業が69.6%となっています。

### ◆定年年齢65歳以上の事業所割合が上昇

定年制がある事業所の割合は73.5%（平成16年の前回調査では74.4%）、逆に定年制がない事業所の割合は26.5%（同25.6%）となっています。

## Contents

アルバイト・パート社員の「働く理由」「辞める理由」 P1

高齢者を雇用する事業所の割合が増加 P1

「育児休業制度」「短時間勤務制度」の運用状況 P2

出産育児一時金が38万円から42万円に増額 P3

どうなる？「街角の年金相談センター」構想 P3

9月分から始まった都道府県別の健康保険料率 P4

新型インフルエンザに対する企業の取り組み P4

10月の税務と労務の手続【提出先・納付先】 P5



事業所の規模別に定年制がある事業所の割合を見てみると、1,000人以上規模が99.8%と最も高く、5～29人規模が69.6%と最も低くなっています。また、前回調査時に比べ、定年年齢65歳以上の事業所割合が上昇しています。

#### ◆9割近くの企業が「継続雇用制度」を導入

一律に定年制を定めている事業所で定年年齢が60～64歳の事業所では、「継続雇用制度」がある割合は89.1%で、このうち「勤務延長制度」があるのは27.3%、「再雇用制度」があるのは83.5%となっています。

また、「勤務延長制度」がある事業

所のうち、「勤務延長制度」のみがある事業所の割合は16.5%、「再雇用制度」がある事業所のうち、「再雇用制度」のみがある事業所割合は72.7%となっています。

平成18年に改正された「高齢者雇用安定法」による段階的な65歳までの定年年齢の引上げや、継続雇用制度の導入義務付けが浸透し、ベテラン社員の経験・能力を有効活用する企業が増えている実態がうかがえます。



## 「育児休業制度」「短時間勤務制度」の運用状況

#### ◆厚生労働省の調査結果から

厚生労働省から、2008年度の「雇用均等基本調査」の結果が発表されました。

この調査は、男女の雇用均等問題に関する雇用管理の実態を把握することを目的に毎年実施されていますが、2008年度は、育児・介護休業制度や子の看護休暇制度の運用状況等についての調査でした。

#### ◆事業所規模・男女による差が大きい制度導入割合

この調査によれば、「育児休業制度」に関する規定がある事業所の割合は66.4%で、2005年度の調査に比べて4.8ポイント上昇しています。規定がある事業所の割合については、企業規模による差が大きく、事業所規模が5人以上の場合には66.4%であるのに対して、30人以上の場合では88.8%となっています。

2008年3月末までの1年間に本人または配偶者が出産した人のうち、同年10月1日までに育児休業を開始した人の割合は、女性では昨年より0.9ポイント上昇して90.6%になり、初めて9割を超えたのに対し、男性は昨年より0.33ポイント低下して1.23%となり、0～1%台で低迷が続いています。

女性の取得が広がっている中、仕事への影響や復帰後の不安などから、男性の取得が進んでいない現状が浮かび上がっています。

#### ◆女性「10～12カ月未満」、男性「1カ月未満」が最多

育児休業の取得期間については、女性では「10～12カ月未満」(32.0%)が最も多く、次いで「12～18カ月未満」(16.9%)となっており、5割近くが10カ月以上となっています。

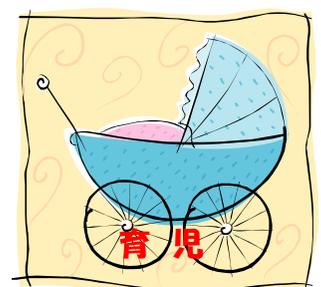
一方、男性では「1カ月未満」(54.1%)が最も多く、5割超が短期間で復職している状況です。

育児休業取得者があった際の雇用管理としては、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(45.9%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」(35.7%)、「事業内の他の部門または他の事業所から人員を異動させた」(21.7%)と続いています。

#### ◆「短時間勤務制度」の活用も広がる

その他、育児のための「短時間勤務制度」を導入している事業所の割合は38.9%と、2005年度に比べて7.5ポイント上昇しました。

利用可能期間についても、小学校就学時以降まで「短時間勤務制度」を活用できる事業所は15.0%となり、6ポイント上昇しています。



## 出産育児一時金が38万円から42万円に増額

### ◆平成23年3月までの暫定措置

緊急の少子化対策として、出産育児一時金が見直されます（平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置）。

具体的には、平成21年10月1日以降に出産される方から、出産育児一時金の支給額および支給方法が以下のように変わります。

### ◆支給額と支給方法

支給額は、原則38万円を4万円引き上げ、42万円となります（産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限る。それ以外の場合は35万円から4万円引き上げた39万円）。

支給方法は、これまで直接支払制度が実施されなかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みです。したがって、今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくても良くなります。

ただし、出産育児一時金が42万円を超

えて支給される場合であっても、42万円までが直接支払制度の対象ですので、42万円を超える部分は加入の医療保険者に直接請求することになります。

出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法を利用することも可能です（ただし、出産費用を退院時に病院などにいったん自分で支払う必要がある）。

### ◆医療機関への対策

一方、医療機関にとっては、制度の見直しにより分娩費用としての一時金が支払われるのが、今までの場合に比べて1～2カ月遅れることとなります。そこで、一時的な資金不足対策として、独立行政法人福祉医療機構から運転資金の融資を受ける制度が設けられました。

経済的な不安を解消し、安心して出産できる今回の制度改正は、暫定措置としてではなく、恒久的な制度としての実施が望まれます。



## どうなる？「街角の年金相談センター」構想

### ◆構想が大きく揺らいでいる！

平成22年1月から予定されている「社会保険庁」から「日本年金機構」への移行に伴って、社会保険庁の「年金相談センター」の業務は「街角の年金相談センター」に引き継がれることとなっていました。しかし、今この構想が大きく揺らいでいます。

### ◆「年金相談センター」から「街角の年金相談センター」へ？

「年金相談センター」は、社会保険事務所の年金相談窓口の混雑を緩和するために、全国の都市（27都道府県51カ所）に置かれているものであり、来訪相談についての相談を承る窓口です。開庁日は月曜日から金曜日（国民の休日・年末年始の休日を除く）、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。

この「年金相談センター」が運営している業務については、「日本年金機構」の設立に伴い、全国社会保険労務士会連合会が受託することになりました。これにより「年金相談センター」の配置換えを行い、すべての都道府県に「街角の年金相談センター」を開設し、社会保険労

士による年金の「対面相談」を実施する予定となっていました。

しかし、先の衆議院議員総選挙の結果により「街角の年金相談センター」構想にも「待った」がかかってしまったのです。

### ◆総選挙の結果が大きく影響

ご承知の通り、総選挙の結果、民主党による政権交代が実現しましたが、同党はその公約で、社会保険庁と国税庁を統合して新たに「歳入庁」をつくることを掲げています。

この公約実現の一步として、「社会保険庁」から「日本年金機構」への移行が凍結される公算が大きいようであり、「年金相談センター」から「街角の年金相談センター」への移行についてもストップがかかるのでは、という報道がなされています。

先行きは不透明であり、今後の動向に注目しなければなりません。いずれにしても、国民にとっては「年金記録問題の全面的な解決」、「新たな年金相談体制の整備」が望まれるところです。



## 9月分から始まった都道府県別の健康保険料率

### ◆9月分の保険料から

「政府管掌健康保険」が「全国健康保険協会」（通称：協会けんぽ）に移行されてからまもなく1年が経ちます。協会けんぽ設立に伴い決定されていたのが「都道府県別の健康保険料率の設定」です。

今年3月末にこの料率が決定され、9月分の保険料から実施（一般被保険者については10月納付分から、任意継続被保険者については9月納付分から）されていますので、給与計算の担当者などは特に注意が必要です。

### ◆「都道府県別の健康保険料率」実施の目的

なぜ「都道府県別の健康保険料率」が実施されたのか、協会けんぽのホームページには以下のように記されています。

「従来の全国一律の保険料率のもとでは疾病の予防等の地域の取組により医療費が低くなっても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。こうした中で、先般の医療制度改革においては、政府管掌健康保険について、国保や長寿医療制度と同様に、都道府県単位の財政運営を基本とす

る改革が行われており、都道府県毎の保険料率は、こうした改革の一環として導入されたものです。」

### ◆都道府県別の保険料率

全国47都道府県別の保険料率は次の通りですので、ご確認ください。

- ・8.26%（北海道）
- ・8.25%（佐賀県）
- ・8.24%（徳島県、福岡県）
- ・8.23%（香川県、熊本県、大分県）
- ・8.22%（大阪府、岡山県、広島県、山口県、長崎県、鹿児島県）
- ・8.21%（青森県、秋田県、石川県、奈良県、和歌山県、島根県、高知県）
- ・8.20%（福島県、福井県、兵庫県、鳥取県、宮崎県、沖縄県）
- ・**8.19%**（宮城県、**神奈川県**、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、愛媛県）
- ・**8.18%**（岩手県、山形県、**茨城県**、**栃木県**、**東京都**、新潟県、滋賀県）
- ・8.17%（群馬県、**埼玉県**、**千葉県**、**山梨県**、静岡県）
- ・8.15%（長野県）



保 険

## 新型インフルエンザに対する企業の取組み

### ◆再び猛威をふるう新型インフル

新型インフルエンザの猛威はとどまることを知らず、世界保健機関（WHO）の発表によれば、9月6日時点における新型インフルエンザの影響とされる死亡者数は世界で3,200名を突破したそうです。日本でも8月中旬に新型インフルエンザの影響による初の死亡者が確認されました。

薬局の店頭からマスクがなくなってしまうなどの現象も再び起きつつあるようです。

### ◆企業における取組みは？

東京経営者協会では、8月下旬に「新型インフルエンザ対策の取組み状況に関するアンケート調査結果」（東京都内の会員企業が対象。1,210社のうち237社が回答）を発表しました。企業が事前にとった対策としては、「備蓄品の調達」

（72.3%）、「社員の意識啓発」（64.5%）、「対応体制・意思決定プロセスの構築」（50.0%）、「対応マニュアル・行動計画の策定」（47.7%）が上位を占めました（複数回答）。

また、三井住友海上火災保険が行ったアンケート調査（上場企業が対象。3,807社のうち722社が回答）によれば、社内で新型インフルエンザ感染が拡大したときに対応するための「事業継続計画」を策定している上場企業は38.1%であり、新型インフルエンザ対策について「実行中」「対応を策定中」「策定予定」のいずれかと回答した企業はあわせて90.6%でした。



〒235-0012  
横浜市磯子区滝頭3-7-21-101

TEL/FAX **045(753)0632**

E-mail: [sr-samejima@ab.auone-net.jp](mailto:sr-samejima@ab.auone-net.jp)

営業日 月曜日～金曜日(祝祭日除く)  
営業時間 午前10時～午後6時

企業の安定・発展のパートナー  
～経営者様と従業員様の「Win&Happy」のために～

社会保険労務士 **鮫島忠司**



good partner

**お問合せ無料**

◆企業としては何をすべきか？

その他、企業としては、感染した社員や感染の疑いのある社員にどのタイミングで「自宅待機命令」を出すのか、社員の家族の感染が発覚した場合はどうするか、社員を自宅待機させた場合の「賃金」や「休業手当」はどうするのかについても考えておかなければなりません。

企業のリスクマネジメントとして、規程の策定なども含め、いざという時に備えて対策を考えておくべきでしょう。

**【事務所より一言】**

9月18日に全国健康保険協会は、同協会が運営する「協会けんぽ」の2010年度の保険料率が全国平均で9%になるとの試算結果を発表しました。従来の8.2%（全国一律）から大幅に引き上げることにあります。また、2009年度の協会けんぽの赤字額が3,100億円（前年度比810億円増）になるとの見通しも明らかにされました。

この9月（10月納付分）から、記事にもあるように、各都道府県ごとの保険料率の変更をお知らせいたしました。

東京都や神奈川県等の関東地方は、多少の引き下げがあったのですが、この発表により翌年9月からは大幅に保険料率の引き上げを実施する可能性が出てきました。

現在、「協会けんぽ」に加入されている事業所様は、組合健保への編入を調査・検討されてはいかがでしょうか？経費削減にもなりますし、「協会けんぽ」に比べ、給付や福利厚生も充実している場合が多いようです。（忠）



**10月の税務と労務の手続[提出先・納付先]**

**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]



**31日**

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]